

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3月27日

海老名市長

内野



海老名市条例第16号

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

海老名市学校給食費に関する条例（平成23年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（学校給食費の抜本的な負担軽減に係る令和8年度における小学校給食費の特例）

- 6 令和8年度における別表小学校の項の規定の適用（保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものを受けている場合を除く。）については、同項中「59,680円」とあるのは「2,480円」とする。

（物価高騰に係る令和8年度における中学校給食費の特例）

- 7 令和8年度における別表中学校の項の規定の適用については、同項中「73,800円」とあるのは「59,400円」とする。

別表小学校の項中「59,675円」を「59,680円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月27日

海老名市長

内野



海老名市行政組織規則の一部を改正する規則

海老名市行政組織規則（昭和47年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表財産・車両課の項中「管財係 車両係」を「財産・車両係」に改める。

別表第1財務部の部企画財政課の款財政係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 債権管理の総合調整に関すること。

別表第1財務部の部財産・車両課の款を次のように改める。

財産・ 車両課	財産・ 車両係	(1) 本庁舎内案内業務に関すること。 (2) 本庁舎の管理に関すること。 (3) 物品の受払及び保管に関すること。 (4) 備品の管理に関すること。 (5) 庁用車の管理に関すること。 (6) 公共施設（建物に限る。）の調整に関すること。 (7) 財産に関すること。 (8) 今里給油所の管理に関すること。 (9) 部の庶務及び調整に関すること。 (10) 部内の事務分掌の調整に関すること。
------------	------------	--

別表第1市民協働部の部窓口サービス課の款窓口サービス係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1まちづくり部の部住宅まちづくり課の款まちづくり支援係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表第1まちづくり部の部都市施設公園課の款総務係の項第5号中「自然環境の保全」を「緑の基本計画」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月 27日

海老名市長

内野



海老名市規則第22号

海老名市予算決算会計規則の一部を改正する規則

海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第112条」を「第112条の2」に改める。

別表第1の7の部を削り、同表中8の部を7の部とし、9の部から28の部までを1部ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月27日

海老名市長

内 野



海老名市規則第23号

海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市学校給食費に関する条例施行規則（平成23年規則第26号）の一部を次のとおり改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 4 市長は、前3項の規定にかかわらず、条例別表年額又は第5条の規定により算出された額が4,000円以下である場合は、当該額を別表第3に定める第1期の納期において徴収することができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



海老名市告示第60号

地方税法第20条の2及び海老名市市税条例第10条の規定に基づき、下記のとおり公示送達します。

令和8年3月27日

海老名市長 内野 優



記

- 1 公示送達する書類
督促状
令和5年度課税分 固定資産・都市計画税
令和6年度課税分 固定資産・都市計画税
令和7年度課税分 市県民税、固定資産・都市計画税、国民健康保険税
- 2 公示送達を受ける者の住所・氏名
別添「公示送達者リスト」のとおり
- 3 公示送達する書類は、市長が保管し、いつでも送達を受ける者に交付します。

※ 詳細は、掲示場で確認してください。

公示送達者リスト

氏名	住 所	税目	期別
[Redacted Content]			

公示送達者リスト

氏名	住 所	税目	期別
[Redacted Content]			

海老名市告示第61号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産の令和8年1月1日現在の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定によりここに告示する。

令和8年3月27日

海老名市長 内野





海老名市告示第**62**号

公印の新調について

下記のとおり公印を新調したので、海老名市公印規程（昭和54年訓令第1号）第9条の規定により告示する。

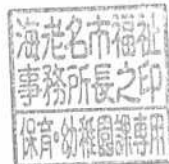
令和8年**3月27**日

海老名市長 内 野



記

- 1 名 称 海老名市福祉事務所長之印保育・幼稚園課専用
- 2 書体、寸法、印材 古印、方21ミリメートル、金属印
- 3 印 影



- 4 用 途 保育・幼稚園課が所管する証明及び通知の発行
- 5 使用開始日 令和8年4月1日